

# 諮問事項に関する検討結果

## 答申書

令和2年8月7日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

# はじめに

議会運営等改革検討会では、令和元年12月12日付で議会運営委員会から諮問のあった「専門的事項の調査に関するルールの素案作成について」について、6回の議論を実施してきたところであるが、このたび一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

## 【議会運営等改革検討会委員】（令和元年11月5日現在）

会長	山	下	伸	二
副会長	宮	崎		健
委員	中	村	宏	志
	久	米	勝	也
	白	倉	和	子
	堤		正	之
	松	永	憲	明
	中	山	重	俊
	川	崎	直	幸
	黒	田	利	人

# 検討結果（答 申）

## I 専門的事項の調査に関するルールの素案作成について

専門的事項の調査に関するルールとして、常任委員会の議案審査における参考人招致の手順について、次のとおり素案を作成した。

「常任委員会の議案審査における参考人招致の手順（案）」

- ①委員は、議案勉強会終了後、直ちに委員長に申し出、委員長は、委員会の開催を通知。
- ②議案勉強会翌日に委員会を開催し、委員会として専門的知見の必要性を協議し、参考人招致の是非を決定。  
《参考人招致が決定した場合》  
⇒調査項目（具体的な内容）、参考人について協議・決定。
- ③委員長は委員会終了後、参考人出席要請書を議長（事務局）へ提出。
- ④事務局が参考人へ連絡を取り、対応の可否について確認。
- ⑤会期中の常任委員会において参考人を招致し、専門的知見を得る。

なお、常任委員会及び特別委員会において、専門的事項の調査のために参考人を招致できるよう、現在の予算額を見直し、一定額（全体で年間当たり4回程度）の予算を確保すべきである。

**〈協議概要〉**

**I 専門的事項の調査に関するルールの素案作成について**

- 1 第2回検討会（令和2年1月28日）  
第3回検討会（令和2年2月19日）

**【主な意見】**

- ・参考人の招致を行う場合は、委員会としての総意が必要である。
- ・常任委員会の場合は、所管事務調査での参考人招致の方が想定しやすいが、その場合においても、今回のルールを準用し対応できる。

- 2 第4回検討会（令和2年3月19日）  
第5回検討会（令和2年6月29日）  
第6回検討会（令和2年7月31日）

答申案について協議、決定。

**II 検討会の開催実績**

回数	開催日	開催時間	協議事項
1回	12月18日	11:01 ～11:39	1 議会運営等改革検討会の運営方法等について 2 改革検討事項の協議
2回	1月28日	13:30 ～14:19	1 議会運営等改革検討会の運営方法等について 2 改革検討事項の協議 3 検討計画に基づく協議 検討事項の委員間討議（専門的事項の調査に関するルールの素案作成について）
3回	2月19日	9:31 ～10:31	1 検討計画に基づく協議 検討事項の委員間討議（専門的事項の調査に関するルールの素案作成について） 2 改革検討事項の協議
4回	3月19日	14:23 ～14:47	1 検討計画に基づく協議 検討事項の委員間討議（専門的事項の調査に関するルールの素案作成について） 2 改革検討事項の協議
5回	6月29日	11:46 ～11:49	1 今後の進め方について

6回	7月31日	9:59 ～10:55	1 検討計画に基づく協議 まとめ（専門的事項の調査に関するルールの素案作成について） 2 改革検討事項の協議
----	-------	----------------	--